

【巻末第3号様式 誓約書】

平成 27 年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

誓約書

鈴鹿市清掃センター（以下「本施設」という。）に関し、御市が企図する鈴鹿市清掃センター改修対策事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者の選定のための入札（以下「本入札」という。）に参加するにあたり、当社は、本入札にあたり御市から開示される図面、文書その他一切の書類、データその他の情報の一切（以下「本施設情報」という。）並びに本施設情報に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）に関し、次の各条の定めるところに従うことを誓約し、その証として本誓約書を差し入れます。

(秘密保持)

- 第1条 当社は、御市の事前の書面の同意なしに、本施設情報を第三者に開示せず、本入札、本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で利用しません。
- 2 当社は、御市の事前の書面の同意なしに、本入札、本事業その他本施設に関して自ら利用し又は第三者（開示について御市の事前の書面の同意を得た第三者に限ります。）をして利用させる目的以外の目的で本施設情報の全部又は一部を複製しません。
- 3 当社は、本入札に参加しないことを決定した場合、本入札を落札できなかった場合又は御市の請求があった場合、本施設情報及びその複製物の一切を返還し、又は御市の指示に従って破棄します。

(施設視察)

- 第2条 御市が、本入札において実施する本施設の視察に参加するにあたり、本施設内において、御市及び御市が指定する第三者の本施設内の安全管理を目的とした指示及び安全管理基準に従います。
- 2 前項の定めるところに従ったことに起因して、当社に何らかの損害、損失、費用等が生じたとしても、御市又は御市が指定する第三者に損害賠償、損失補償その他如何なる責任追及もいたしません。ただし、御市又は御市が指定する第三者に故意又は重大な過失がある場合には、このかぎりではなく、かかる責任追及について事前に協議を申し入れることがありますので、誠実にご対応ください。

(特定部品等調達の検討)

第3条 当社は、本入札において御市がリスト化して特定した物品等（以下「特定部品等」という。）について、本入札に入札するあたり、御市が指定する業者から調達するか又はこれを使用する業務等の実施については御市が指定する業者に下請負させることを視野に入れて検討します。

(検討の通知)

第4条 当社は、前条の検討において、(i)特定部品等が次のいずれかに該当する場合その他特定部品等と代替可能な部品、施工方法等がある場合（当社が特許権等を有する部品その他の材料又は本事業の実施のための施工方法等により代替可能であると認める場合を含むが、それに限られない。）、(ii)特定部品等が自己又は第三者の特許権等を侵害するおそれがあるものと認識した場合、(iii)その他本事業における特定部品等の使用上の懸念その他御市に通知すべきと認めた事由がある場合には、その旨速やかに御市に書面で通知します。

①御市が指定する業者からの調達が不可欠でない部品

②本施設独自の製品でないか又は御市が指定する業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高いとはいえない部品

(協議)

第5条 本誓約書に定める当社の誓約に違反があるか又はそのおそれがある場合として、これを確認するべく御市から請求がある場合には、当社は、御市からの質疑に応じ、合理的に要請される資料の提供その他必要な協力を行うとともに、御市との協議に誠実に応じます。

(管轄裁判所)

第6条 本誓約書に関する訴訟その他の紛争については、第一審の専属的合意管轄裁判所を御市の事務所の所在地を管轄する地方裁判所とすることに同意します。

以 上

住所

商号又は名称

代表者氏名

印